開会 午後1時30分

○議長(阿部六平君) ただいまの出席議員数は13人であります。定足数に達しておりま すので、平成25年第1回大槌町議会定例会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長(阿部六平君) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により議長において指名いたします。 3 番、東梅 守君及び5番、阿部俊作君を指名いたします。

日程第2 会期の決定

○議長(阿部六平君) 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日から3月14日までの14日間といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(阿部六平君) ご異議なしと認めます。よって、会期は本日から3月14日までの 14日間と決定いたしました。

日程第3 諸般の報告

○議長(阿部六平君) 日程第3、諸般の報告を行います。

初めに、議長の報告を行います。

議長会等の動向につきましては、その概要を取りまとめ、お手元に配付しております ので、ごらん願います。なお、詳細につきましては、関係書類が事務局にございます。

次に、本日まで受理した請願は、会議規則第91条及び92条の規定によりお手元に配付 の請願文書表のとおり所管の常任委員会に付託いたしましたのでご報告いたします。

以上で私からの諸般の報告を終わります。

続いて、釜石大槌地区行政事務組合の報告を金崎悟朗君にお願いいたします。ご登壇 願います。

- ○9番(金崎悟朗君) 〔報告書のとおり〕
- ○議長(阿部六平君) 続いて、岩手沿岸南部広域環境組合議会の報告を岩崎松生君にお

願いいたします。ご登壇願います。

- ○11番(岩崎松生君) 〔報告書のとおり〕
- ○議長(阿部六平君) 続いて、岩手県後期高齢者医療広域連合議会の報告を阿部義正君 にお願いいたします。ご登壇願います。
- ○13番(阿部義正君) 〔報告書のとおり〕

日程第4 町長並びに教育委員長施政方針演述

- ○議長(阿部六平君) 日程第4、町長並びに教育委員長の施政方針演述を行います。 初めに、町長の演述を求めます。町長、ご登壇願います。
- ○町長(碇川 豊君) 〔演述書のとおり〕
- ○議長(阿部六平君) 次に、教育委員長の演述を求めます。教育委員長、ご登壇願います。
- ○教育委員長(植田俊郎君) 〔演述書のとおり〕

- 日程第 5 報告第 3号 工事請負変更契約締結の専決処分の報告について
- 日程第 6 報告第 4号 工事請負変更契約締結の専決処分の報告について
- 日程第 7 議案第 6号 大槌町教育委員会の委員の任命に関し議会の同意を求めることについて
- 日程第 9 議案第 8号 大槌町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、 設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第10 議案第 9号 大槌町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、 設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに 係る介護予防のための効果的な支援方法に関する基準を 定める条例の制定について
- 日程第11 議案第10号 大槌町新型インフルエンザ等対策本部条例の制定につい て
- 日程第12 議案第11号 大槌町町道の構造の技術的基準等を定める条例の制定に

ついて

- 日程第13 議案第12号 大槌町準用河川に係る河川管理施設等の構造の技術的基準を定める条例の制定について
- 日程第14 議案第13号 大槌町水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準 並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の制定に ついて
- 日程第15 議案第14号 大槌町部局設置条例の一部を改正する条例について
- 日程第16 議案第15号 大槌町非常勤特別職の職員の報酬に関する条例の一部を 改正する条例について
- 日程第17 議案第16号 大槌町町営住宅条例の一部を改正する条例について
- 日程第18 議案第17号 大槌町立都市公園条例の一部を改正する条例について
- 日程第19 議案第18号 大槌町下水道条例の一部を改正する条例について
- 日程第20 議案第19号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について
- 日程第21 議案第20号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について
- 日程第22 議案第21号 釜石大槌地区障害程度区分認定審査会共同設置規約の一部変更の協議に関し議決を求めることについて
- 日程第23 議案第22号 平成24年度大槌町一般会計補正予算(第9号)を定めることについて
- 日程第24 議案第23号 平成24年度大槌町国民健康保険特別会計補正予算(第4号)を定めることについて
- 日程第25 議案第24号 平成24年度大槌町下水道事業特別会計補正予算(第5号)を定めることについて
- 日程第26 議案第25号 平成24年度大槌町漁業集落排水処理事業特別会計補正 予算(第4号)を定めることについて
- 日程第27 議案第26号 平成24年度大槌町介護保険特別会計補正予算(第2 号)を定めることについて
- 日程第28 議案第27号 平成24年度大槌町後期高齢者医療特別会計補正予算 (第2号)を定めることについて
- 日程第29 議案第28号 平成24年度大槌町水道事業会計補正予算(第2号)を 定めることについて

- 日程第30 議案第29号 平成25年度大槌町一般会計予算を定めることについて
- 日程第31 議案第30号 平成25年度大槌町国民健康保険特別会計予算を定める ことについて
- 日程第32 議案第31号 平成25年度大槌町簡易水道事業特別会計予算を定める ことについて
- 日程第33 議案第32号 平成25年度大槌町下水道事業特別会計予算を定めることについて
- 日程第34 議案第33号 平成25年度大槌町漁業集落排水処理事業特別会計予算 を定めることについて
- 日程第35 議案第34号 平成25年度大槌町介護保険特別会計予算を定めること について
- 日程第36 議案第35号 平成25年度大槌町後期高齢者医療特別会計予算を定め ることについて
- 日程第37 議案第36号 平成25年度大槌町水道事業会計予算を定めることについて
- ○議長(阿部六平君) 日程第5、報告第3号工事請負変更契約締結の専決処分の報告に ついてから日程第37、議案第36号平成25年度大槌町水道事業会計予算を定めることにつ いてまで33件を一括議題といたします。

ただいま議題に供されました議案について、当局から提案理由の説明を求めます。 議案第6号については町長から、それ以外については総務部長から説明を求めます。 町長。

○町長(碇川 豊君) 議案第6号大槌町教育委員会の委員の任命に関し議会の同意を求めることについて、提案理由を申し上げます。

本年3月21日をもって任期満了となる大槌町教育委員会委員芳賀博典氏にかわりまして、沼田義孝氏を委員として任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により議会に提案するものであります。

沼田氏の経歴につきましては、学歴、公職歴は記載のとおりでございますので、省略 させていただきます。

沼田氏の住所は、大槌町大槌第16地割10番地6号。生年月日及び年齢は、昭和28年1月24日生まれ、60歳です。

任期は、本年4月1日から平成29年3月30日までの4年間となります。 よろしくお願い申し上げます。

- ○議長(阿部六平君) 総務部長。
- ○総務部長(平野公三君) 平成25年大槌町議会3月定例会における報告2件、人事議案 を除く議案30件につきまして、一括で提案理由を申し上げます。

報告第3号及び報告第4号につきましては、工事請負変更契約の専決処分であります。 地方自治法第180条第1項及び大槌町長専決条例第2条第1号の規定により専決処分し たもので、同条例第3条の規定により報告するものであります。

なお、2件の専決処分日は、平成25年2月22日であります。

報告第3号につきましては、大槌町情報通信基盤災害復旧工事の変更契約であります。 復旧対象世帯の追加及び設計の見直しにより399万円の増となったものであります。

報告第4号につきましては、岩手県立大槌病院解体工事の変更契約であります。病院 解体工事の中で地中埋設物、受水槽、オイルタンク等を処理するため295万2,600円の増 となったものであります。

議案第7号から議案第18号までの条例の制定及び一部を改正する条例につきましては、 地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求めるものであります。

議案第7号地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定については、地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、障害者自立支援法の題名が「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改正となることから、関係条文を整理するものであります。

議案第8号大槌町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の制定については、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律及び介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律が施行されたことに伴い、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定めようとするものであります。

議案第9号大槌町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並び に指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援方法に関する 基準を定める条例の制定については、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推 進を図るための関係法律の整備に関する法律及び介護サービスの基盤強化のための介護 保険法等の一部を改正する法律が施行されたことに伴い、指定地域密着型介護予防サー ビスの事業の人員、設備及び運営並びに地域密着型介護予防サービスに係る介護予防の ための効果的な支援の方法に関する基準を定めようとするものであります。

議案第10号大槌町新型インフルエンザ等対策本部条例の制定については、新型インフルエンザ等対策特別措置法の制定に伴い、新型インフルエンザ等緊急事態宣言が発せられた場合に、市町村対策本部の設置が義務づけられたことから、大槌町新型インフルエンザ等対策本部条例を制定するものであります。

議案第11号大槌町町道の構造の技術的基準等を定める条例の制定については、地域の 自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律 による道路法及び高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部が改正 されたことに伴い、従来、政令で定められていた町道の構造の技術的基準等について、 条例で定めるものであります。

議案第12号大槌町準用河川に係る河川管理施設等の構造の技術的基準を定める条例の制定については、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律による河川法の一部が改正されたことに伴い、政令で定められていた町が管理する準用河川の構造の技術的基準等について、条例で定めようとするものであります。

議案第13号大槌町水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の制定については、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律による水道法の一部が改正されたことに伴い、従来、水道法施行令並びに水道法施行規則で定められていた水道布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準を条例で定めたものであります。

議案第14号大槌町部局設置条例の一部を改正する条例については、町行政は大震災以降、経験したことのない事態に試行錯誤で対応し、副町長3人制、部局制の導入など順次取り組んでまいりました。今後、面的整備と空間・ソフト面との連携した取り組み、事業の発注や施工管理など業務の増加などへの対応業務が急務であります。このため、復旧・復興を加速化し、効果的な組織体制の整備を図るため、条例の一部を改正するものであります。

議案第15号大槌町非常勤特別職の職員の報酬に関する条例の一部を改正する条例については、土地区画整理法第65条第1項の規定に基づく土地区画整理事業評価員を非常勤特別職として追加するため、条例の一部を改正するものであります。

議案第16号大槌町町営住宅条例の一部を改正する条例につきましては、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律により、公営住宅法の一部が改正されることに伴い、町営住宅等の整備基準について定めるため条例の一部を改正するものであります。

議案第17号大槌町立都市公園条例の一部を改正する条例については、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律による都市公園法及び高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部が改正されたことに伴い、政令で定められていた都市公園の配置基準や公園施設のバリアフリー化に関する構造の基準等について定めるため、条例の一部を改正して定めるものであります。

議案第18号大槌町下水道条例の一部を改正する条例については、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律による下水道法の一部改正されたことに伴い、従来、下水道法施行令で定められていた排水施設及び処理施設に共通する構造の基準、排水施設の構造の基準について定めるため、条例の一部を改正するものであります。

議案第19号及び議案第20号につきましては、辺地に係る総合整備計画の変更であります。辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条第1項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

議案第19号につきましては、金沢地区の辺地に係る総合整備計画の変更であります。 金沢・元村地区の消防屯所に消防用ホース乾燥塔を整備する事業を追加変更するもので あります。

議案第20号につきましては、徳並地区の辺地総合整備計画の変更であります。町道小 鎚線道路改良事業については、震災後休止状態でありますが、その間に長い辺地の計画 期間が終了していたことから、まだ計画期間のある徳並辺地に事業を追加変更し、整備 を進めるものであります。

議案第21号釜石大槌地区障害程度区分認定審査会共同設置規約の一部変更の協議に関 し議決を求めることについては、地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健 福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、障害者自立支援法の題名が「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改められたことから、規約の一部を改正するものであります。

議案第22号から議案第28号までにつきましては、各会計の平成24年度補正予算であります。地方自治法第218条第1項の規定により議会の議決を求めるものであります。

議案第22号平成24年度大槌町一般会計補正予算(第9号)を定めることについては、 事業費精査や決算見込みによる調整等を図り、防災集団移転促進事業、土地区画整理事業及び災害公営住宅整備事業等の復旧・復興交付金事業による減額補正、また、第4回及び第5回の復興交付金申請分の年度内交付を計上する増額補正により、歳入・歳出予算に294億7,607万6,000円を追加し、歳入歳出総額を1,068億3,289万2,000円とするものであります。

第2条では、防災集団移転促進事業外18件の繰越明許費であり、復興交付金事業の交付決定時期等により翌年度に繰り越すものであります。

第3条では、町方地区震災復興土地区画整理事業のほか、1件の債務負担行為の追加であります。

議案第23号平成24年度大槌町国民健康保険特別会計補正予算(第4号)を定めることについては、一部負担金免除措置による一般被保険者高額療養給付費等の減により歳入歳出予算に1,615万8,000円を減額し、歳入歳出総額を23億5,963万円とするものであります。

議案第24号平成24年度大槌町下水道事業特別会計補正予算(第5号)を定めることについては、下水道事業計画調査設計業務委託料等の事業費精査による補正により、歳入歳出予算に2億787万9,000円を減額し、歳入歳出総額を2億2,081万8,000円とするものであります。

第2条では、復興交付金事業に係る下水道施設災害復旧事業費の繰越明許費であります。

第3条では、復興交付金事業に係る下水道施設災害復旧事業債の変更であります。

議案第25号平成24年度大槌町漁業集落排水処理事業特別会計補正予算(第4号)を定めることについては、漁業集落排水処理事業施設災害復旧事業費の事業精査等による補正により、歳入歳出予算に1億8,518万9,000円を減額し、歳入歳出総額を5億7,057万9,000円とするものであります。

第2条では、復興交付金事業に係る漁業集落排水処理事業債の変更であります。

議案第26号平成24年度大槌町介護保険特別会計補正予算(第2号)を定めることについては、認定調査事務費等の減により歳入歳出予算に936万3,000円を減額し、歳入歳出総額を15億9,015万4,000円とするものであります。

議案第27号平成24年度大槌町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)を定めることについては、保険料の減免等による後期高齢者医療広域連合納付金の減により、歳入歳出予算に2,488万円を減額し、歳入歳出総額を9,413万7,000円とするものであります。

議案第28号平成24年度大槌町水道事業会計補正予算(第2号)を定めることについては、第2条では収益的収入及び支出について収益的支出第2項営業外費用は消費税の見直しによる補正により補正予定額102万1,000円を増額し、収益的収入の予定総額を2億998万1,000円とするものであります。

第3条では、資本的収入及び支出について資本的収入第2項補助金2,109万3,000円の減は、災害復旧費の繰り越しが認められないための減額によるものであります。第4項負担金80万円の増は、消火栓設置工事負担金であります。補正予算額2,029万3,000円を減額し、資本的収入の予定総額を1,579万4,000円とするものであります。

資本的支出第1項建設改良費2,137万6,000円の減とし、資本的支出の予定総額を9,066万1,000円とするものであります。

議案第29号から議案第35号までにつきましては、各会計の平成25年度予算で、地方自治法第211条第1項の規定により議会の議決を求めるものであります。

議案第29号平成25年度大槌町一般会計当初予算を定めることについては、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ645億2,000万円と定めるものであります。

予算規模といたしましては、廃棄物処理事業、防災集団移転促進事業、土地区画整理 事業及び災害公営住宅整備事業等により前年度対比で405.2%、金額で517億5,000万円 の大幅な増となっております。

前年度は、6月補正に復興事業を多く計上しておりますが、その時点と比較しても 114.4%、344億2,134万8,000円の増となっております。

歳入につきましては、町税は震災前と比較すると大きく落ち込んでいるものの、法人町民税及びたばこ税等の伸びにより、前年度比8,800万円の増の5億6,930万9,000円となっております。地方交付税につきましては、災害廃棄物処理事業や防災集団移転促進事業を初めとする復興交付金事業に係る震災復興特別交付税により、対前年度比85億

212万円増の131億1,786万1,000円を計上しております。そのほかでは、災害廃棄物処理 事業費や復興交付金事業による国庫支出金及び東日本大震災復興交付金基金等の繰入金 が大きく増となっております。

歳出におきまして、人件費は派遣職員の人件費、負担金を含めて4億9,000万円の増となっております。災害廃棄物処理事業により衛生費が2億788万5,000円の増となっているほか、水産業共同利用施設復旧整備事業等による農林水産業費、防災集団移転促進事業や都市再生区画整理事業等による土木費、中央公民館や城山公園体育館の避難所整備事業等による教育費など、復興交付金事業の関係で大きく増となっております。

債務負担行為は、農業近代化資金利子補給金外6件であります。

地方債につきましては、被災者に貸し付ける災害援護資金貸付事業のほか5件となっております。

議案第30号平成25年度大槌町国民健康保険特別会計予算を定めることについては、歳 入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ19億4,000万円と定めるものであります。前年度 対比4.5%、金額では8,330万4,000円の増となっておりますが、一般被保険者療養給付 費の増によるものであります。

議案第31号平成25年度大槌町簡易水道事業特別会計予算を定めることについては、歳 入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億3,108万2,000円とするものであります。前年 度対比506.4%、金額では1億946万4,000円の増となっております。金沢簡易水道拡張 工事に係る工事費等の計上によるものであります。地方債につきましては、金沢簡易水 道施設整備事業債となっております。

議案第32号平成25年度大槌町下水道事業特別会計予算を定めることについては、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ34億325万円と定めるものであります。前年度対比80.7%、金額では15億2,039万3,000円の増となっております。被災した町方地区のほか下水道施設整備工事等の復興交付金事業によるものであります。債務負担行為につきましては、排水設備等工事資金利子補給金であります。地方債につきましては、下水道事業債であります。

議案第33号平成25年度大槌町漁業集落排水処理事業特別会計予算を定めることについては、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億9,662万円と定めるものであります。前年度対比3.8%、金額では2,742万2,000円の減となっております。復興交付金による吉里吉里・浪板地区の管路整備工事を計上しておりますが、災害復旧工事費の減による

ものであります。債務負担行為につきましては、排水設備等工事資金利子補給金であります。地方債につきましては、漁業集落排水処理事業債及び漁業集落排水処理事業施設 災害復旧事業債であります。

議案第34号平成25年度大槌町介護保険特別会計予算を定めることについては、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ13億9,010万9,000円と定めるものであります。前年度対比1.6%、金額では2,326万2,000円の減となっております。施設入所に係る介護サービス給付費等の減によるものであります。

議案第35号平成25年度大槌町後期高齢者医療特別会計予算を定めることについては、 歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億1,035万6,000円と定めるものであります。 前年度対比6.2%、金額では726万9,000円の減となっております。高齢者医療広域連合 への納付金等の減によるものであります。

議案第36号平成25年度大槌町水道事業会計予算を定めることについては、地方公営企業法第24条第2項の規定により議会の議決を求めるものであります。

業務の予定量は、給水戸数4,200戸、前年度対比5%、戸数では200戸の増。年間総配水量129万6,000立方メートル、1日平均配水量3,550立方メートルとします。

収益的収入及び支出の予定額を、収入で1億9,136万3,000円、前年度対比24.9%、金額では3,815万円の増となります。支出では1億9,898万4,000円、前年度対比4.3%、金額では811万3,000円の減とするものであります。

資本的収入及び支出につきましては、収入を 4 億3,832万2,000円、前年度対比 467.4%、金額で 4 億2,780万4,000円の増とするものであります。支出を 5 億1,653万 4,000円、前年度対比524.2%、金額で 4 億3,546万6,000円の増とするものであります。

以上、一括で提案理由を申し上げました。ご審議よろしくお願い申し上げます。

○議長(阿部六平君) 以上をもって当局の説明が終わりました。

最後に、皆様にお諮りいたします。

後日、予定しております予算特別委員会において、予算審議が行われるわけでありますが、限られた日程であります。議事をスムーズに進めるため、皆様から前もって資料 請求を受けたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(阿部六平君) ご異議ありませんので、そのようにいたします。

それでは、4日、月曜日の午後5時までに必要な資料名を事務局に申し出くださるよ

うお願いいたします。

本日はこれをもって散会いたします。

あす、2日から4日まで議案熟考のため休会とし、5日は午前10時より再開いたします。

本日は大変ご苦労さまでした。

散 会 午後3時12分